

第十三回 参議院地方行政委員会會議録第三十号

昭和二十七年五月十二日(月曜日)午前
十時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
理事 堀 末治君
中田 吉雄君
岩木 哲夫君
委員 石村 幸作君
岡本 愛祐君
館 哲二君
岩男 仁藏君
衆議院議員 河原伊三郎君
政府委員 齋藤 昇君
国家地方警察 本部部長 齋藤 昇君
国家地方警察 本部警備部長 柏村 信雄君
地方財政委員会 財務部長 武岡 憲一君
地方自治政務次官 藤野 繁雄君
事務局側
常任委員会専門員 福永與一郎君
常任委員会専門員 武井 群嗣君
説明員
国家地方警察 本部警備部長 柴田 達夫君
国家地方警察 本部警備部長 桐山 隆彦君
国家地方警察 本部企画課長 桐山 隆彦君

○市の警察維持の特例に関する法律案(衆議院送付)
○道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(西郷吉之助君) それでは委員会を開会いたします。

最初に理事會に諮りました点について御報告申し上げます。

第一には先般のメーデーにおきまして京都市で騒擾事件が起きておりますので、その現地調査のため京都市に三日間委員を派遣することに決定いたしました。人員は四名でありまして、自由党、緑風会からおの／＼一名、両社会党並びに改進黨は、その六人の中から二名合計四名三日間京都市に派遣することに理事會で決定いたしましたからさよう決定いたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

○中田吉雄君 三日間では少いことではないですか。往復に二日かかるでしよう。

○委員長(西郷吉之助君) 京都市の問題だけでございませぬからもう一日くらい殖やしても構ひませぬが、四日にしますか……それは期間がもう一日殖やしまして四日間いたしました。日にちは委員が決定してから随時決定したいと思ひますが、でき得べくんば早いほうがいいと思ひます。今月中くらい……

次に本日の理事會で決定いたしましたことにつきまして御報告申し上げますが、お手許に行つております町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例

○議員派遣に関する件
○本委員会の運営に関する件
○町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(衆議院送付)

に関する法律案並びに市の警察維持の特例に関する法律案、この二法案が衆議院議員の提出で出ておりました。前者は先週の土曜日に委員会の採決が終了いたしました。本日の本會議に上程される予定でございませぬが、この法案は御承知のごとく先般の警察法の改正に伴いまして、町村の警察を、自治体警察を廃止したものは、昨年四月から国警に移管されることになっておりました。その期間が残り長いので、それ以後に廃止を決定した分についてはなおこの法案によれば五月二十日まで自治体の廃止を決定した分は、来る六月一日から国警に移管するといふふうな臨時立法法でございませぬ。それでこれは御承知の通りこの法案にある通り、五月二十日までということになっておりますから、日がございませぬので、この法案を早く審議しないと間に合ひませぬが、理事會に諮りましたところ、本日よりこの二法案については説明を聴取することになりました。

もう一つの、市の警察維持に関する特例案は、御承知の通りこれも先般の警察法で町村の自治体を廃止できることになっておりますが、この廃止を決定した町村が市に昇格いたしました際は、自動的に現在では自治体警察を持つことになっております。この特例によりまして、廃止を決定した町村が市になつた場合は、その議会の議決によつて依然として市になつても自治体警察を持たぬことができる、そういう法案で

ございませぬ。この法案については、本日これから提案理由の説明を聞き、なおもう一つ警察関係の道路交通取締法の一部を改正する法律案が出ておりますからこれの説明を聞くことにいたします。

更に御承知のごとく明日は内閣委員会との警察予備隊の連合審査になつておりますが、もう一方地方財政法を従来審議して参りまして、もう一回くらいで次回には採決に入りたい予定でございませぬので、この財政法の審議は水曜日に入つて参りたいと思ひます。討論採決に入つて参りたいと思ひますから、さう御了承願ひいたします。

更に十四日には地方自治法の改正法案がございませぬので、その提案理由の説明だけを聞きまして、そのあとに午後は本日の町村関係及び市関係の両法案の質疑を続行して参りたいと思ひます。

なお地方自治法につきましては衆議院では公聴会を十九日やることになつておりますが、こちらといたしましては公聴会を開くことに本日の理事會で決定いたしました。

なお土曜日には破防法について第一回の連合審査をいたしました。来る二十八日の午前中は連合審査で内閣委員会が質疑をいたしますが、二十八日の午後並びに二十九日の午前午後は地方行政委員会の質疑に決定してありますから、御質疑なさるかはその両日お願いしたいと思います。三十、三十

一は労働委員会の質疑になつておりますから、一応さういふふうなきめてございませぬ。若し破防法のこちらの質疑がそれでも終了しない場合は、四委員長によつて更に残つた質疑について相談をいたしたいと思ひます。

以上御報告申し上げます。

それでは只今より今申上げました町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案並びに市の警察維持の特例に関する法律案、この両法案につきまして衆議院議員河原伊三郎君より提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 今般提案いたしました町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案の提案理由並びに法案の概要を申し上げます。

御承知の通り、昨年の警察法の一部改正に伴いまして、警察を維持する町村は、住民投票の結果警察を維持しないこととし、又、維持しないこととした後再び警察を維持することができるとなつたのであります。

而して警察法第四十条の三第八項の規定によりますと、十月三十一日まで警察維持に関する住民投票の結果の報告が内閣総理大臣に対してなされたときは翌年四月一日に警察維持の責任の転移が行われることとなるのであります。然るところ、十月三十一日まで住民投票を行い、その結果を確定することと予定していたもののうち、手続上その他の都合により、住民投票が遅れました町村もあ

りあります。これらの町村で住民投票の結

果を確定することと予定していたもののうち、手続上その他の都合により、住民投票が遅れました町村もあ

果警察を維持しないことと決定したものは、只今のところ明年四月一日までは引続き自治体警察が維持せられることになるのであります。当該町村の住民投票の結果が確定しているのにかかわらず、かかる長期間その実現を見ないでいることは種々障害のあることも予想せられます。そこでこれらの町村が希望しますにおいては、この警察責任の転移の時期を繰上げることできる途を設けることが適當であると存するものであります。

次に法案の内容について説明申し上げます。本法は、本則及び附則の各一項からなっておりますが、本則におきましては昨年十一月一日以降に住民投票の結果警察を維持しないことと決定し、その旨警察法第四十条の三第六項の規定によりまして内閣総理大臣に本年五月二十日までに報告のありました町村について適用されるのであります。これらの町村のうち、警察維持の責任の転移の時期を繰上げることとすることを希望する町村につきましては町村長が議会の同意を得て五月二十日までには国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請することを要することにしたのであります。この申請のあったときに五月三十一日までに内閣総理大臣が承認をいたしましたときは、当該町村は本年四月一日まで待つことなく、本年六月一日に警察を維持しないこととなることになりました。

次に附則といたしまして、この法律は、公布の日から施行することとしたのであります。以上がこの法律案の提案の理由及び説明であります。何とぞ御審議のほど

をお願いいたします。次に今般提案されました市の警察維持の特例に関する法律案の提案理由を説明いたします。

多数の町村においては、町村財政、警察人事、警察活動の諸面から自治体警察を国家地方警察に移管しようという希望が強く、そのため、昨年警察法の一部を改正し、若し住民の多数が希望するならば、一定の手続を審てこれを實現し得る途を開いたのであります。ところが、かかる町村が市になりますと、住民多数の意思は依然として、国家警察の維持を欲しても警察法第四十条第一項の規定によつて、当然又自治体警察に復帰しなければならぬのであります。これは、警察法の右の規定が住民多数の意思に逆行するものでありまして、民主的法規と称することを得ません。そこでこの不都合を除去するため、今回この特例法を設けた次第であります。

次に本案の内容につき、概略を御説明申し上げます。警察法第四十条第三項の規定によりまして、警察維持の責任転移が行われた町村が、当該町村の区域を以て市を設置した場合、或いは他の警察を維持しない町村の区域を含めて市を設置した場合においては、警察法第四十条第一項が、市は全部自治体警察を持つべきものと定められておりましたが、その規定にかかわらず、当該市は市議会の議決を経て警察の維持は、国家に任せるといたしたのが第一條第一項であります。又同條第二項は、右の市議会の議決は、当該市の設置の日から五十日以内に行うべきこと、及び、こ

の場合当該市長は、議決の結果を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に報告すべきものといたしたのであります。元來本案の趣旨とするところは、住民多数の意思を以て、警察維持の責任転移を決定するということが、その狙いでありまして、若し、逆に、前述の手続によつて自治体警察を持たなくなつた市が、再び自治体警察を持ちたいと欲するときに、住民投票によつて、これを維持することができるといふこととしたのが、本案第二條第一項の規定であります。併し、警察維持の責任転移を時間的に無制限に放任して置きますと、安定を欠くこととなりま

す。前の決定から二年間は転移の手段をとることを得ないものとし、又その他の右の住民投票に關しては、警察法第四十条の三の規定を準用することとしたのが本案第二條第二項の規定であります。以上が、本案の提出理由及び内容の概略であります。何とぞ速かに御審議あらんことを望みます。

○委員(西郷吉之助君) それではこの議員提出の二法案の提案説明はこれで終ります。更に警察関係の道路交通取締法の一部を改正する法律案の提出理由を御説明申し上げます。○政府委員(警備局長) 今般提案いたしました道路交通取締法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。現行の道路交通取締法は、昭和二十二年十一月に制定、翌二十三年十一月一日から施行され、昭和二十四年十一月に一部改正を加えられたのであります。が、その後の実情に鑑みまして、交叉点における自動車の右折方法の例外規

定、原動機付自転車の運転資格に關する規制の簡易化、無軌条電車の運転用法に關する規定の新設、その他現行の道路交通取締法の規定に所要の改正を加える必要を認めましたので、本改正法律案を提出いたしました次第であります。

その内容について御説明申し上げます。先ず交叉点における交通の円滑を図るため、自動車又は無軌条電車の右折方法の原則である「外小回り」に対して公安委員会が交叉点の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、例外的に「内小回り」をしなければならぬこととしたし、次に交通機関に対する規制を實情に即せしめるため、現在の自動車の中で、命令で定める排気量又は定格出力を有する原動機を用いる小型のものを「原動機付自転車」として自動車の範囲より分離し、その運転資格の附與についても許可申請があれば、運転者試験を行わないで許可証を與える等運転資格の規制を簡易化したのであります。

又無軌条電車が各地に運行せられるようになつて参りましたので、交叉点における左折、右折の方法、追越の方法等の運転法の規定を新たに設けました。なお、軌道車一般についても運転用法の規定を若干加えたのであります。次に都道府県公安委員会の行う自動車の運転免許及び原動機付自転車の運転許可に關する事務並びに施設が地方の事情に即して円滑に行われるようにするため、これらの手数料収入と關係事務に必要な経費とを当該都道府県に移管することに改め、その他細部の点について若干の技術的改正を加えたのであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ御審議のほどをお願いいたします。○委員(西郷吉之助君) それでは本日理事會でお諮りしました通り、町村の警察維持の特例法案並びに市の警察維持の特例法案について時間がござい

ますから御質疑をお願いいたします。○岩本哲夫君 町村警察の維持転移に關する改正案に對してちよつと尋ねたいのですが、これは私らがかかり聞き漏らしたのですが、希望する町村に限つてのものでありますか。どうか。希望しなかつたら別にこの法律は適用しないのですか、希望する町村だけに關する法律案ですね。○委員(西郷吉之助君) それじや提案者の河原義議院議員からお答えを願います。

○委員(河原三郎君) お答えいたします。御質問の点が或いは私の答弁が的外れになるかも知れませんが、私の了解するところでは希望するものはどうかというその希望というのは、例えはすでに住民投票が終つておつても、議会の議決を経て早く移管したいという希望を申出たものに限るかどうかというお尋ねと、まあいろいろうろたへてお尋ねいたしましたら、希望したものでございませぬ。○岩本哲夫君 それはそれでわかりました。そうするとその自治体の財政というものはこの法律案通過によつて、もうかねて町村議會で決定したものがこの法律案通過によつて地方自治体の財政上の余裕が生じて来る。で、現在町村財政としての警察費は非常に多い

のですが、そうすると町村のいわゆる
財政というものは租替えを要するの
かどうか。それから平衡交付金は従つて
それだけ減額されるようにちやんとス
ライドされるのかどうか。それから平
衡交付金だけではない、国が持つとい
うことになるならば、平衡交付金の恐ら
く倍以上の金が要すると思つて、
そういうふうなもの予算連絡とい
うか、措置は完備しておるのかどう
か、お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 只今の
御質問に対してお答え申し上げます。四
月一日から明年の三月三十一日まで
の予算は各町村とも一応でき上つてお
るはずでありますから自治体警察が国
警察に移管せられますれば、自然更正
予算ができるものと存じます。なお平
衡交付金がそれだけ減ることになりは
しないのかというお尋ねに對しまして
は、平衡交付金の性質上警察を置かな
いことになりますれば、それだけは平
衡交付金が減ることになるはずであ
ると存じます。なお自治体警察を国家
警察に返上することになれば、その分
だけ国費が多く要するという点につ
きましては仰せ誠に御尤もでございま
して、その点につきましては予算の範圍
内において運用できるという大体的見
通しがつき、且つ大蔵当局との話し合
いもできておるのであります。その関
係がございしますので、内閣総理大臣
の承認が要する。内閣総理大臣という
は、国としていろいろな面において差
支えないかどうかということが必要で
あるためにその一項が書いてある次第
でございます。

○岩木哲夫君 それからも一つお尋
ねたいのは、こういつたような

ことは私は長所もあるし、又いろいろ
な短所も生ずると思ふ節もあると思
ふのです。そこで、聞けばこういつた希
望町村と言いますか、町村に對して自
由党が選挙対策としてこうした問題を
取上げて、特に俺のところを努力して
やろうという噂も専らなんです。考
えよりによるとなにか、巧妙な自由党
でありますから、そういうこともあり
得ることと私は思ふので不思議には思
われないのですが、そういう噂は否定
できませんか。

○衆議院議員(河原伊三郎君) この対
象となります町村は、相当多いよう
であります。併し私の感じておりま
すところでは、一つの町村が自由党
の議員がやつてもらいたいということ
を言つて来たところがあります。し
一つの町村はやつてもらつては困る
というので、これに非常な反對してお
つたものもあります。併しながらその二
つの町村以外には党の所属議員から特
段の話を聞いておられるところはござい
ません。

○岩木哲夫君 ちよつと提案者じやな
い、これは地財委に聞こうと思つたの
ですが、地財委のかた来ておりませ
ん。

○委員長(西郷吉之助君) 地財委は来
ておりませんが、国家警察の総務部長
が来ております。

○岩木哲夫君 国家警察に聞くのはち
よつと筋違いかと思ひますが、まあ関
連があるから、それじや国警にお聞き
したいのですが、先般国警に限つてか
どうか知らないのだが、共産党や不逞
外人、朝鮮人と申しますか、そういう
た者の破壊活動等に対する、危険に對
する傷害或いは死亡保険的な方法とし

て、国警は最高百万円ですか、それ
ぞれずつと段階をつけて傷害者とか死
亡した場合に報いる方法を講じたこと
を新聞で見たのですが、それは事実で
ありますか。その場合には国警のみが
そういうふうなことをやるというこ
とは、警察法の本来の趣旨から申しま
しても、自治体警察も国警も同様に危
険に立つ警察官の立場としては平等に
取扱わねばならぬと思つたのですが、国
警のみがそういうふうな手続
を講ぜられたというふうな事実がある
のかどうか、或いは又そういうふうな
ことは決定しなくても計画しておるの
かどうか、計画される場合には国警の
みじやなく自警も同様に取扱わねば
ならぬと思つたのですが、そういうこと
はどういうことになつておるのかお聞
きたい。

○衆議院議員(河原伊三郎君) お答えいたし
ます。只今のお話の、警察官が今お話
がありましたような場合にございま
して、死んだり不具障疾になりました場
合の賞恤制度というふうな名前でも、国
警のほうにおきましては、国家地方警
察の公安委員会の一つの基本規定と申
しておりますが、基本規定の改正によ
りまして、今お話のありましたような
賞恤制度を先月の二十六日から公布
いたしまして実行いたしております。但
し、お話がございましたように、これ
は国警も自警も同様に当然扱ふべき趣
旨のものであると、かように考えてお
ります。特にその賞恤制度を設けるに
当りましては、関係の間において要綱
の御決定を願つた。その要綱の中に、
国警は取りあはずにそういうふうにする
が、自治体警察に對してもこの趣旨に
基いてこれを行わしめるように懲罰す

るといふことを入れて御決定を頂いた
わけでございます。費用の出所の関係
は上国警といたしましては国警だけの規
則を整備いたしておりますが、その上
の御決定を見ておりますので、併せ
まして自治体警察のほうにも十分に連
絡をいたしまして、そのような趣旨に
準じた措置を講じて頂くように連絡を
いたして、現在は自治体警察のほうも
その趣旨に準じてこの措置を講じて
あるやに聞いておる次第であります。

○岩木哲夫君 これは国警当局に聞く
のは筋も違ふし、地財及び大蔵省に聞
こうと思つたのですが、今総務部長は、自
治体警察にもそういうふうな賞恤制
度の方法について懲罰するということ
であります。これは非常におかしい
ことで、東京でも大阪でも大都市にお
いてすべてこういう問題がよく起き
ておる。現在の国警は地方警察である町村
警察が主になつておる。そういう暴
動とか何とかがいろいろな危険が起るの
は、都市警察に起るのです。この都市
警察に起るといふのは、即ち自治体警
察管内に起るのです。そういう場合に
国が何ら補償もせず、町村警察に起
るようなものに国が十分やるといふよ
うなことは、まあ非常事態は町村警察
即ち国警が応援することにまなろう
が、応援する前に咄咄に起る第一の防
波は自治体警察、都市警察である。そ
ういつたものにそういうふうな方法もとら
ずにそういうことをすることは、非常
にこれはおかしいので、そういう話
は国警がやる前に、国警は併せて自治
体警察と連絡をとつて、自治体警察も
共にそういう賞恤制度は国家補償に
よる方を講ずるよりに連絡すべきで
はないかという点がやや問題になつて

○衆議院議員(河原伊三郎君) おるの
ではないか。それで自治体警察
はもう財政上困難だから、国家補給金
は少いし、たまらぬような状態に追詰
めて、全般的に国警に集めて行こうと
いう方途はわかるのですが、やはりそ
ういつたことは筋を立ててやらないと
いふと、自治体警察はこの問題で非常
に不満があるし、問題があつて、財政
上もどうにも方法がつかんと、こう言
つておるようですが、これは一つ国警
当局も共に併せて御考慮願ふべきだ
と思ふ。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 先ず第
一点について御答申申し上げますが、本
案は、自治体警察を持つておると

○衆議院議員(河原伊三郎君) 先ず第
一点について御答申申し上げますが、本
案は、自治体警察を持つておると

○衆議院議員(河原伊三郎君) 先ず第
一点について御答申申し上げますが、本
案は、自治体警察を持つておると

○衆議院議員(河原伊三郎君) 先ず第
一点について御答申申し上げますが、本
案は、自治体警察を持つておると

へ自治体警察を持たない町村が合併いたしました場合には、議会の議決がありましよう、何がありましよう、自治体警察を廃止することはできないことになつておるのであります。零のものだけが寄つた場合と、こういうことになつておりますので、その点御了承願ひたいと存じます。

なお、国又は自治庁、或は警察、そういうものの連絡の關係でございますが、これらの連絡につきましては、提案前にもよく連絡調整をとりまして、折角この案が各位の御賛成を得て成立いたしましたので、死文と化して実現ができませんので、幸いに成立いたしましたらば、實際の効果を結び得るよう事前に連絡はとつてある次第でございます。

○石村幸作君 提案者にもよつと御伺いしますが、この法案を御提案なさる以上は、こういう希望をする町村、これが全国で大よそどのくらいあるかという点はお調べになつたことと思ひますが、その数ですね。それからできれば、主としてどういふ町村か、その町村名、そういうようなものもおわかりになつたらちよつとお教へ願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(河原伊三郎君) その点につきましては、國警側から詳細な説明をして頂きたいと思ひます。

○中田吉雄君 ちよつとそれに関連いたしましたして決議をした年月日も一つ知りたいたと思ひます。これはもうすでに御存じのように、この法律が通つたつて今後公聴会を開いたり、その他議決はできないわけですか。いつどの県で、どの村というように一つ町村をはつきりして……。

りして……。これは昨年の十一月一日以降町村が議決をし、従つて住民投票を行うことになつておるもの調べでございます。現在までに住民投票を行つて、昨年の十一月一日以降、つまりこの法案の対象になるべき町村で住民投票が終つておりますものが五カ町村でございます。名前を申し上げますと大阪府の國分町、愛知県の守山町、これは日にちをとつて今のお話でございます。大阪府の國分町、愛知県の守山町、これは二月十日に住民投票、愛知県の守山町は、これは住民の直接請求によりまして住民投票を行つておるのであります。これが本年の一月四日に住民投票をしまして廃止と決定いたしました。三番目は北海道の森町でありました。これは本年の三月二十日に住民投票をやりまして廃止の決定をいたしました。四番目は岡山県の茶屋町、これが本年の四月二十六日に住民投票をやりまして廃止に決定いたしました。五番目は北海道の遠軽町、これが四月の二十七日に住民投票をやりまして廃止に決定しております。

以上五つの町村がつまりこの法案の対象となる十一月一日以降すでに住民投票を行つて廃止としまつていふ町村でございます。それ以外に議決をその後いたしましたり、住民投票を今行いつつある町村がかなりこちらのはうへ申告をして参つておりますが、その正確なる数、日にちといふものは現在まだわかつておりません。住民投票を行います日にちがきまつておるものもあれば、きまつておらないものもあるやうなわけでございます。正確なる御報告はいたしかねるのであります。御承知と存じます。議決をいたしました後二十日間の住民投票までに余裕がございます。すでに今月に入りましてからも住民投票を行つておるものがあるやうなわけでありまして、大体の見通しといたしましては今の五つのほかに同様な事情にありましたやうな町村が十か二十ぐらいの数に併行的に議決が進んでおるやうであります。いずれこれは又御要求がござれば資料を差上げたいと思ひます。

○中田吉雄君 返子なんかは決定してございせんか。

○衆議院議員(柴田達夫君) 返子は報告が参つております。

○中田吉雄君 あなた報告されなうでしやう。

○衆議院議員(柴田達夫君) 議決の報告だけが参つております。これは四月の二十六日に議決の報告が参つております。住民投票の日にちはまだ報告を受けておりません。

○中田吉雄君 まだやつていない。

○衆議院議員(柴田達夫君) はあ。

○岡本愛助君 河原さんにお尋ねいたしますが、市の警察維持の特例に関する法律案、これはなぜ警察法の本文に入れられなかつたのか、これはこれからつと続く法律であります。町村の警察維持に関する責任移転の時期の特例に関する法律案と性質が違ふと思ひます。これをなぜ警察法で改正しないか、それをお尋ねしたい。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 市にな

りますれば自治体警察を置くのが本義となつております。本義でない特別な義とするものと、特別な特別なものという性格をはつきりとして、どうでもよいというのでなく、置くのが本体であるが特別な事情にあるものは置かんでもよいという、そういう精神をはつきりするために特例案として提案いたしました次第でございます。

○岡本愛助君 只今の御答弁では少し不完全じやないかと思ひます。置くのが当り前だといふならば「市及び人口五千以上の市街の町村は、その区域内において警察を維持し法律及び秩序の執行の責に任ずる」とあるのであります。而も人口五千以上の市街地的町村も同様である、それでただ市街地的町村についてはどうこうということ、今度又市についてはどういふ改正をするのであります。而も恒久、これからつと將來に向つて続けて行く規定である、今の御答弁じや不完全だと思ひますが、何かはかに御事情がございせんか。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 只今申し上げました通り、以外のおゆる他意はないわけでございます。

○岡本愛助君 只今お述べになつただけの事情であるとすれば私少しおかしと思ひます。警察法で警察の基本法の中にやはり恒久的な規定というものは織込まなければならぬ建前じやないかと思ひます。この町村のほうはよろしうございせんか。これは一時的なものですからこれは問題ありません。併しながら警察維持の特例には違ひありませんけれども、特例であつても恒久的

な規定は警察法の中に織込むべきである。こういうふうな考へるのであります。殊に新聞紙の報道するところによると政府のほうで近く警察法の相当大きな改正を考へられておるやうであります。そのときに一緒にやるつもりじやなからうか、まあ急ぐ事情もあるかも知れません。だからまあ取りあえずこの特例をやつておいて、そうして政府の警察法の大改正の場合には一緒に織込んでしまつて、どういふおつもりであるといふならば話はわかると思ひますが、それでもないやうでありまして、ただ漫然と出しておられるやうでありますからその点をはつきりもう一度お答へ願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(河原伊三郎君) その後の情勢の変化と申しますか、そういうふうな点よりいたしまして、政府におきましては急速に警察法の改正を、治安対策の確立という観点から警察法の改正を企圖しておるやに聞いたのであります。併しこの立案者と、そうして政府とは何ら無關係の下に、無連絡の下にこれを立案いたしました次第でございます。

○岡本愛助君 私の御質問している要点は、まあ取りあえず軍法の特例法律としてやつておいて、そういう警察法の大きな改正のあるときにはこれを改正して織込んでしまつたというやうな御意味ではないのだらうか、それをお尋ねしておるのであります。

○衆議院議員(河原伊三郎君) そういうやがて行かれるであらう警察法の改正のところへ織込んでしまつて、併しながら警察法が改正されることに

なりまして、この特例案に影響のある改正が行われれば、おのずからその場合にその改正の御審議の際に影響のあることと存じます。

○岡本愛助君 岩木君が質問されたことに関連して政府委員のかたにお尋ねしておきたい。岩木君の御質問は、国家地方警察の警察吏員に対する公務災害補償の場合の基準を、最近に国家地方警察のほうで定められたということであろうと思うのです。而してこの自治体警察のほうにもそれと同じような公務災害補償の規定をきめておいたらいいじゃないかという、その連絡のことにあつたかと思ひます。地方公務員つまり地方警察吏員のほうは、国家地方公務員の災害補償の規定によつて補償を受けるということになるんですが、小さな市町村においてはそれが自治体警察を持つておられるとすれば、なか／＼百万円というような補償は、予算の都合上なか／＼出しにくい。殊にそれが困からという費用が出ないときにはとも弱る。そこで消防団員に特別平衡交付金のほうでそれに応じて国家から町村に渡すということに話がついておる。で、そこまで国家地方警察のほうでもよくやつておいてもらわなければ困る、それが一つであります。

それからこの警察法の第七章の国家非常事態の特別措置の場合に、内閣総理大臣が自治体警察のほうも統轄をする。そういう場合に自治体の警察吏員のほうは、公務で災害を受けた、そういう場合には国家のほうから当然出ると思うのですが、その点はどうなんですか、その点が第二点。

それからこの消防団なんか法律に上りまして、そういう場合に警察に協力しなきゃならんことになつております。で、国家非常事態のときに、消防団員が命によつて協力をした。そして公務災害を受けたという場合に、その消防団員まで国家で当然補償すべきであると思う。それはどうなんですか。どういふふうにお考えでしようか、それが第三点。これを先ず何つておきたいと思ひます。

○説明員(柴田達夫君) お答えいたします。只今のお話便宜二番目からお答えいたします。先ほど岩木さんの御質問にお答えいたしましたように、一応国家地方警察の職員だけを対象としておられますが、その際詳しく申し上げますことを落したのであります。国家非常事態の場合等におきまして、町村警察の吏員が出勤したという場合は、自治体警察の職員も先ほどの賞恤制度の中に困から費用を出せるようにいたしております。なお国家非常事態ばかりでありませんで、警察法の中で国家地方警察の要求によつて、自治体警察が国家地方警察に応援をいたしましたり、或いは他の自治体警察を応援いたします場合もございまして、つまり国の要求というものに基いて出ました場合は、自治体警察の職員も先ほど申し上げました賞恤の対象にいたすようにしております。そこで第一の御質問の点になるわけでございしますが、現在も自治体警察の経費というものを、自治体が支弁するという鉄則的な建前からいたしまして、自治体警察の吏員に対しまして、国がそのような補償をいたすのは、今申しましたような何らかの意味において、国の要求とか、国の統

制下に入るといふような、国の息がかつておる限度にとどめざるを得ない形になつておりますので、その限度にとどめまして、制度をきめまして、大体自治体警察側において、できる限りこの趣旨に準じて措置をとつて頂くように通絡もし、お願いもいたしております。実際問題として小さい自治体警察では困るようなこともあると思ひますが、その場合も只今申し上げました通り、国の要求というものによつて救済される場合も多いのではないと思ひます。純粹の財政的問題をいたしましては、これが特別平衡交付金の対象となるかどうかという、先ほどもお話もございました通り、地方財政のほうの当局にも十分に連絡いたしておりますので、そのほうで措置をとつて頂きたいと思ひます。

それから第三番目の点は、今の特別な場合に賞恤制度として政府が百万円まで出すという制度の問題をいたしましては、一般の民間のものは対象をいたしておらないのであります。警察側に協力をした民間の人というものは、同じような制度については、現在はないわけでございます。但し、これは現に衆議院のほうで、議員提案としてこのような法案をお考えになつておられることを私は何つておる次第であります。

あれば……。で、更に國家側の警察力の建前から消防団に協力しろという要求がありまして、法律の規定によつて出勤した、そして公務災害にかつたという場合に……。民間の人ではないのです。

○説明員(柴田達夫君) 今の第三番目のお尋ねで、民間と申しましたが、これは警察に対する協力者の意味であり、警察官又は警察吏員はこの災害の場合関係はなく、その他の消防団、民間の方を網羅した意味でございます。現在はその制度はございせんのですが、衆議院のほうでさうな警察に対する協力者に対しても、災害補償制度を設けようということを、現在御発案中であるということをお伺つておる次第であります。

○岡本愛助君 第一点、即ち町村におきまして暴動やその他のことが起つて、警察吏員が公務災害にかつた場合には、今お話のありましたように、勿論第一次はその町村がその公務災害の補償の処置をしなければならん。それは当然であります。併し小さい自治体においては、大きな公務災害の場合に負担しきれない。そこで消防の場合において、もうすでに先例ができておられますが、二十人も、小さな村で難破船を助けに行こうというので助けに行つた。ところが顛覆して全部死んでしまつたと、そういう場合には特別平衡交付金で村の財政が立ち行くようにしてもらつた。そして今度は警察の場合も同様であつて、そういう場合が起つたならば、特別平衡交付金でさういふふうにしてやらなければならんと思つたのですが、それはどういふふうにお考えですか。地財委のほうから……

○政府委員(武岡重一君) 警察吏員の測定におきましては、只今御指摘のような災害補償等に関する経費も一応基準としては負担費用の算定に用いておりますが、お示しになりましたように、その団体の財政規模等からいたしまして、非常に大規模な特別な財政需要と考へなければならぬような経費の負担を生じたような場合におきましては、特別平衡交付金で以てこれが調整を図るということは、これまでも実際さういふ取扱をしておりまして、今後もさういふ方法をとつて行きたいと思ひます。

○中田吉雄君 河原議員にお尋ねいたしますが、市の警察維持の特例に関する法律案を只今提案されたにつきまして、今廃止を決議しているような所です。市制をとらうという所があるからですか。さういふ差迫つた今必要があるからですか。将来廃止を決議してそれがやがて市になるかも知れないというふうな場合に備えらるるためですか。現実的に必要が起きてきているのですか、その点……

○衆議院議員(河原伊三郎君) これは二つの点からでございますが、主として狙いとしたしましては、警察の所が集まつて自治体警察を置く。それから極く最近に一旦警察の廃止を決議して、さうして警察を持たなくなつた、それが又ほかのものと集つて市になつたからという、又自治体警察を置く。つまり離れだり引いたりということが行われるというの、本来警察を維持しないことにきめたものは、その後二年間は警察を維持する気がありまして、それはできないことにな

第三部 地方行政委員会会議録第三十号 昭和二十七年五月十二日【参議院】

つては規定もありません関係もござい

あるかすぐわかりますか。

○説明員(柴田達夫君) 昨年の十月か

の警察を維持する単位としての規模の

と考えております。

まするし、それを財政力の弱いものが

○説明員(柴田達夫君) 廃止をしたば

ら住民投票の結果廃止いたしました町

問題、能率の問題が第二の理由であ

○中田吉雄君 それで大体の警察制度

なればならぬというふうなことを議

けでございませうから、いろいろ合併

いたしました町村であります。十月三十

る。そのほか警察の行政管理上のい

今説明のありましたように、国警にお

くてもいい途を開くことがいいのじや

が、まあ三万以上になつておるわけ

に責任が転移いたしております町村

の不便、人事の形体とか、その上

きましては装備を含めて一人当り単

ないかというふうな点が主なる狙いで

の十月にいずれも住民投票をやしま

いたしまして本年の四月から更に国警

主なものであると思ひます。

何にも民主的のような手続を踏んで

ございませうが、副産物的な考え方

が、この四月から市を作つておる

合せまして千七百三十三町村が廃止

れだけの費用になつてゐるか。予算

に考へるわけでありませう。廃止の理

たしましては、これは今警察当局も

所は、岡山県の大船渡市、富山県

で現在は自警をなお維持してゐる町

いしたい。

規模の問題、管理上の問題等があり

られませうにどうかと思ひます

久根市、岩手県の大船渡市、富山

の数は二百三十七、この二百三十七

中、先ほどここでちよつと資料に基

して、明らかに弱小町村に置くとい

ども、警察の一面を端的に表現した

魚津市、この四つが町村警察を住民

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

置かないというふうなことから行き

る市長の言葉としまして、警察を置

票によりまして去年の十月に廃止を

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

のは泥棒を飼つておくようなものだ

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

何ら生産的なことがなくて、金が要

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

ばかりだ、表面向き金を取られるば

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

だというふうなことを言つたという

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

とも聞くのでありますが、要するに財

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

政面から考へまして、警察というも

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

は誠に有難くない存在である。そこ

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

で財政力の豊かな面でありませう

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

ういうふうなことは大して気にもな

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

りませうが、財政の貧弱なる場合に

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

非生産的な警察を持つた持たないか

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

うことが非常な大きな問題になる

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

ここで今自治体の規模を大きくして

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

自治体の基礎を強固にするという

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

とが考へられておられます際に、警

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

持たなければならぬことになつて

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

合とでは、自治体の基礎を強固に

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

という行き方の上に相当な影響があ

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

のじやないか。こりいうふうなこ

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

第二義的な狙いとしてこの提案を

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

した次第でございませう。

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

○中田吉雄君 国警のほうにお尋ね

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

ますが、今廃止を決議し、その議

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

会をやつておるような所で、それ

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

市になりそうな所で、人口どれくら

たしまして、すでに国警になつてお

に住民投票の結果廃止を決定いたし

た額でございませう。

す、明らかに警察を維持いたしま

いかと思うんです。その点どう考えられますか。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 私の考えとしては、自治体警察であれば自治体が独自の財力を以て置くのが本義であつて、従つてその財政力の足りない分を国家が補う。国家が持つのであればこれは国家地方警察であつてその費用を国が全部持つというのであります。ならば自治体警察で、実は国家警察だということになる。これは単に警察の場合でなくとも、例えば教育の場合におきましても、学校の教育費用、やはり施設それらの費用は市町村で、その自治体で持つてゐるというので、単に警察だけが非常に少い費用しか渡つておらんというのでなく、ほかの面におきましても人件費は義務教育であれば国が持つ、併し施設費は町村が持つという建前になつておりますので、別に警察だけが特段の財政上圧迫を受けているというふうには私もは考へておらない次第でございます。

○中田吉雄君 私はその点はそういう形で行くと、これは非常に問題だと思ふんですが、例えばそういう形から言つて、地方自治体では自分のところの地方自治体を維持するためにどんな税を起してもいい、そういうふうになるかも知れませんが、やはり法定税というものはきまつていまして、独立税なんかというものは到底やれない、そうたくさん起しても税は入らんようになつていまして、固定資産税と住民税というだけで限定されておるようなことで、そういう面からも自治体というものは非常に制限されておるわけ、私は財政上中央に依存しておるか

らということ、自治体警察が、やはり自治体というものが自治体警察を維持できない、そういう所は返したがい。例えば鳥取県のごときは県の予算は三十億ですが、そのうち県税は僅かに三億、そういう所でもそれはそれだつたらまあ直轄で何か地方事務所のよつた先機関にするような理論も成立つわけでありまして、私はその点は非常に異論を持つておるわけなんです。とにかくこれが橋頭堡として私は自治体警察の、特に市の警察を廃止する一つの大きなきつかけになるのじやないかというふうにも考へるわけですが、これは意見になりますから差控えておきます。

○政府委員(武岡憲一君) 先ほど平衡交付金の算定の基礎になる単位費用について十九万五百円と申上げました。更に言葉が足りませんから補足しておきますが、これは二十六年度の交付金の算定に用いた数字であるということ、それからこの単位費用の算出の根拠は、御承知のように、大体人口十萬の都市というものを基礎におきまして、計算いたしております。それで先ほど国警のほうからお話のございましたのは、二十七年年度の予算額についての御説明でありますし、又国警と自治体との間のいろいろな全国的な施設その他に要します経費の差等がございまして、お聞取りを願ひたいと思つたのでございます。私が申上げましたのは、そういう意味で二十六年年度に入十萬の都市を基礎にいたしまして算定した単位費用について申上げたわけでありまして。

○委員(西郷吉之助君) 二十七年年度は……

○政府委員(武岡憲一君) 二十七年年度は、交付金法改正法案を御審議願つておられますが、来年度はこの単位費用測定単位の取り方を交へたいと思つておるわけでありまして。二十六年年度までは警察人員の測定単位をとつておりましたが、二十七年年度からは人口単位にいたしたいと、こういうことでございます。計算をいたしております測定単位は人口単位でございます。只今比較されますような吏員単位でございますから、ちよつと参考までに申上げておきます。

○中田吉雄君 これは部長さんにお尋ねいたしますが、十九万五百円出しておつたのですが、それでは足らんというので特別交付金のおきにはそういう自治体があつたのはやはり考慮されておるのですか。それは全然考慮の外に置いてあります。特別交付金の配分の場合に自治体警察がある所は十九万五百円では足らんというので考慮されているのですか、いいのですか、その点……

○政府委員(武岡憲一君) この単位費用が実際の支出額より多い少いということ、特別交付金に加減をしておるということ、これはございません。ただ特別交付金におきましては、先ほどちよつと申上げましたように、例えば傷害等に上りまする特別な補償の金額が多かつたとか、或いは特に大きな騒擾事件等がありまして、そのために特に捜査費その他がかつたとかいふようなものを特別の事情として算定をいたしましてこれを配分いたしておりますが、一般的に自治体を持つておるが、その自治体の測定単位が低いからというだけ

の理由で交付金を配分しておるといふことはございません。

○中田吉雄君 今度は警察職員一人当たりでなしに人口数でやるという計算ですが、いろいろ係数を掛けて出すわけですが、それは今より有利になりますか、不利になりますか。大体の目安があると思うのですが、小さい町村は余計不利になりやしませんか。この平衡交付金の単位費用の補正係数を見ると、大体そうなつておるのですが、どうなんですか。

○政府委員(武岡憲一君) 警察に關する財政需要額の全体の計算は別に測定単位を交へることによつて基本的な変化はないわけでありまして。これは各団体に對する配分の基礎として吏員数を基礎に配分をするか、或いは人口単位で配分をするか、こういうことのために特にその測定単位を交へたわけでありまして。ということは、これは警察吏員でおるわけでありまして、これは警にきめることになりました。そういういたしますと、客観的な要素でなくて、或る団体でその定員数を殖やしますと、その財政需要が殖える、こういうふうなことで困りますので、警察吏員の数というものを測定単位にとるといふことは非常に困難になつて参ります。そういう意味でこの測定単位を人口に置換えただけでありまして、財政計画上における算定の数が多くなるか、少くなるかという問題には直接の關係はないと、こういうことでございます。

○中田吉雄君 それは私はあると思ふ。小さい人口の少い所ほど人口に比例して役場の職員や学校の先生やそう

いうものは減らないのですよ。人口に或る意味では逆比例とは言ひませんが、やはりそれは少い人口数に比べては割合多いのですよ。そういう意味では人口を基準にするとはやはり自治体に今より私は単位費用は不利になるといふふうに睨んでおるのです。それはそうならざるを得ないんです。補正係数でどう補正されるか知らんが、そうなるんです。

○政府委員(武岡憲一君) それは實際の計算の場合の第一号補正の關係になつて来るのです。御指摘のような場合人口が殖える割に割安になるといふ部分は一号補正で加減をするわけでありまして。その實際の調整にどういふ係数を用いるかということによつて場合によつては御指摘のような数字が出て来るかも知れませんが、基本的な考え方としては、警察に要する財政需要の全体の需要額というものは、これだけかということの考え方は、これは従来と同じような考え方です。計算をいたしているつもりであります。

○中田吉雄君 まあこれはあとの委員会、ほかでやりますが、非常に影響するのです。

○岡本愛新君 河原さんにもう一点伺つておきますが、これは少し揚足取りみたいになるようでは工合が悪いのですが、これは實際問題としてはそういう問題はないと思ひますが、それだけの前提で申上げますが、これは警察をずつと放つておいても維持しないこととしたものが一度も持たないものと合併して、そのときに、合併して市になつた後市の議決で警察を持たないことのできるということになるのでありまして、その合併した全部の町村が警察

を持たなかつたようなものを集めたというときには、これはどうしても警察を持たなければならぬということになるのではありませんか、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 今までの自治体警察を持つておられないものばかりの集まりによる市、及び一旦持つたことはありましたが、すでに返上してしまつておつて現在にないものばかり若しくは前からなかつたものとなつたものとの、要するに現在において零ばかりのもの集まりの場合だけに限るわけでございます。

○岡本愛輔君 そういふふうに今一条がなつていないのですが、どれかが一つ持つてゐる。持つてゐなかつた以上はそういうことはできないので、零ばかり、今まで持つてゐなかつたものばかり集まつて市になつたときにはどうしても持たなければならぬということになるのです。実際問題には差支えないと思ひますけれども、もう一度揚足取りに出して、甚だ恐縮だがそういうことになりはしないかと思ひます。

○衆議院議員(河原伊三郎君) 趣旨は私の申しした通りであります、法文はそんなつておりませんが、併し今まで町でなかつたものばかりが市を作るといふことはまあ大体ないと思ひますので、そういうふうなことになるつてゐる次第であります。

○中田吉雄君 それはあるのですよ、鳥取県に……これは倉吉というのには市でないのです。國警なんです。それが今關係町村を集めて市になるのですよ。

○岡本愛輔君 私はまあ仮定の場合と

して申上げたのですが、現にそういうことがあるとすると、これはもう少し書き直さんと工合が悪いので……まあよく調べることにして……そういう今お話が出たような実例があるとする、この法律案について字句の点について少し考えなければならぬことがある。國警のかたもそういうふうな事実がほかにもあるかどうか調べてもらいたい。倉吉の場合……。

○委員(西郷吉之助君) それでは説明員であります、國警の桐山企画課長。

○説明員(桐山隆彦君) 只今倉吉の例が出ましたのでございますが、倉吉は私の記憶しておりますところでは一度は自治体警察を持ちました。その後返上いたしました市になるといふような話が出てゐるよう記憶いたしております。岡本委員から御指摘になりました、従来から全然自治警を一度も持たなかつたような町村だけが集まりまして市を作るといふような事例は私どもはまだ聞き及んでおりませんので、この点申上げたいと存じます。

○委員(西郷吉之助君) それでは本日はこの程度にいたしますが、明日は内閣委員会との警察予備隊令の連合委員会でございます、明後日は従来質疑をやつておりました地方財政法の質疑の残り、並びに終り次第討論採決をいたします。その後において本二法案の質疑を継続して参りたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十分散会
五月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

昭和二十七年五月十九日発行

一、警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案
警察法(昭和二十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識」を「第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識第六章の二 内閣総理大臣の指示」に改める。

第十一条に次の一項を加える。
国家地方警察本部は、前項に規定する事務の外、第六十一条の二の規定による指示に関する事務を処理する。

第十二条第二項中「国家公安委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項の場合においては、内閣総理大臣は、国家公安委員会の意見を聴かなければならない。

第五十二条の次に次の二条を加える。
第五十二条の二特別区の存する区域における自治体警察の警察長は、内閣総理大臣が、これを任命し、一定の事由により罷免する。

前項の場合においては、内閣総理大臣は、特別区公安委員会の意見を聴かなければならない。

第五十二条の三特別区の存する区域における自治体警察に要する経費は、部の負担とする。但し国庫は、予算の範囲内においてその一部を負担することができる。

第五十三条中「前二条」を「前四条」に改める。

第六十一条の次に次の一章を加える。
第六十一条の二 内閣総理大臣の指示
第六十一条の二 内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、国家公

安委員会の意見を聴いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について、指示をすることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際国家地方警察本部長官又は特別区の存する区域における自治体警察の警察長の職にある者は、改正後の警察法の相当規定により、それ／＼その職に任命されたものとみなす。

参議院事務局

印刷者 印刷所